規則

埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の 一部を改正する規則をここに公布

令和四年二月二十五日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第七号

 \mathcal{O} 一部を次のように改正する。 埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則(昭和六十年埼玉県規則第九十五号) 埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則 0) 一部を改正する規則

様式第六号から様式第十号までの規定中 様式第一号及び様式第二号中 を削 9 を削る。 記名押印」を 「記名」 に改める。

様式第十二号を次のように改める。

(第1面)

第	î 7	号			
	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書				
職	名			写	
氏	名			真	
生年	月日	年	月 日生		
	年	月	日交付		
	年	月	日限り有効		
埼玉県知事			印		

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に 丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法令の条項	該当の有無

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の 条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有 しない場合は「一」を記載すること。
 - 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

- 1 | 改正前の様式第一号、様式第二号及び様式第六号から様式第十号までの規定に和四年四月一日から施行する。| この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第十二号の改正規定は、令附 則
- 2 よる用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。